

旧北上川河口かわまちづくり検討会に関する公開方法（案）

1. 会議の公開

検討会、検討会資料及び議事概要は公開するものとする。

ただし、特段の理由があるときには、その理由を明示し、検討会、検討会資料及び議事概要の全部または一部を非公開とすることができる。

2. 議事概要

旧北上川河口かわまちづくり検討会の議事概要については、事務局が作成するものとする。

3. 公開の方法

検討会資料及び議事概要は次の場所で閲覧ができるものとし、また、東北地方整備局及び北上川下流河川事務所のホームページへの掲載を行う。

閲覧場所：国土交通省東北地方整備局 河川環境課

北上川下流河川事務所 調査第一課及び涌谷出張所

石巻市役所 建設部 河川港湾室

旧北上川河口かわまちづくり検討会に関する傍聴規定（案）

検討会の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。

- (1)傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
- (2)傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席をそれぞれ設けるものとする。
- (3)一般傍聴人の定員は、検討会の開催と合わせ周知する。

なお、傍聴者は先着順によるものとする。

- (4)次の事項に該当する者は、傍聴席に入ることが出来ない。
 - 危険な物を携帯している者
 - 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - 酒気を帯びていると認められる者
 - その他、委員会を妨害または他人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者
- (5)傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - 検討会内における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - 騒ぎ立てるなど、検討会を妨害しないこと。
 - はちまき、腕章の類をするなどの示威的行為をしないこと。
 - 飲食または喫煙をしないこと。
 - 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - その他検討会の秩序を乱しまたは議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (6)傍聴人は、検討会で非公開とする議題があった時は、座長の指示により速やかに退場しなければならない。
- (7)傍聴人は、検討会の傍聴にあたっては、座長及び事務局の指示に従わなければならない。
- (8)座長は、傍聴人が上記に違反した時は、これを退場させることが出来る。